

第1回検討委員会のご意見及び対応方針等について

各委員のご意見		委員名	対応方針又は説明
① 複合事業の要件について			
1	それぞれの規模要件で除した後に足すというのは厳しく感じる。同等にするのであれば本来なら平均するべきではないか。1事業あたり2つの複合事業だと0.5だが、複合事業が3つだと0.33、4つだと0.25と段々厳しくなる。	川越委員	複合事業の要件設定については、個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても、2つ以上の事業が一体的に実施されることで環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業に対して、適切に環境影響評価を求められるようにすることが必要である。 よって、対象となる各事業の平均値や最大値ではなく、構成する各事業ごとに算出した数値を合算することが適当であると考えている。
2	複合事業の要件が足し算はやはり厳しいと考える。平均であったり、最大値であったりで考えられないか。	張委員	ただし、各構成事業の実施時期を5年と設定することから、事業者への負担を考慮し、スクリーニングにより、専門家の意見を聴取しながら環境影響評価の要否を個別具体的に判定する。 (資料5にて詳細を別途説明)
3	複合事業を対象としている他自治体の事例を参考にしたとのことだが、他自治体において、その整理により円滑に推進できている、もしくは課題があるなど、調査・把握している内容について説明いただきたい。	山内委員	政令指定都市への調査の結果、他自治体において、複合事業として環境影響評価を求めた事例は極めて少ないが、本市における「アセス逃れ」を防止するためにも、厳格に規定する必要があると考えている。 「複合事業」では、事業の把握や一体性の判断が課題となるが、事業を実施する上で必要な各種法令に基づく許可申請や届出を受理する庁内関係課との連携を密にし、事業の把握に努める。 また、事業の近接性や実施時期、実施主体を明確に規定することにより、事業者や行政による「複合事業」としての一体性の判断が容易になると考えている。
② 「接する事業」の考え方について			
1	「接する事業」の考え方について、他自治体の事例を参考にしたとのことだが、他自治体において、その整理により円滑に推進できている、もしくは課題があるなど、調査・把握しているその内容を説明いただきたい。	山内委員	「接する事業」については、福岡市の規定を採用しているが、これまでに、保全すべき地域に「接する事業」に該当するとして環境影響評価を求めた事例はないとのこと。本市においても、事業の位置、規模を検討する段階での指定地域への配慮や、周辺環境まで含めた環境保全のため、「接する事業」についても規模要件を厳しく設定する。

各委員のご意見	委員名	対応方針又は説明
③ スクリーニングについて		
1 一般地域に対して、指定地域のスクリーニングは緩くなっているように感じる。指定地域では規模要件が厳しくなっているため、スクリーニングでは「建替等事業」に限定せずに判定を行うということか。	川越委員	指定地域内の事業において、県の対象事業の規模要件以上となる場合は、一般地域と同様に「建替等事業」に限定してスクリーニングにより手続を不要とする。 一方で、小規模な事業であっても環境保全が必要な場合も想定されるため、指定地域においては、「建替等事業以外」もスクリーニング判定の中で、環境影響を考慮して手続の要否を判断する。
2 一般地域では、「建替等事業」以外の新規事業は全てアセスが必要になり、スクリーニングを行わないということか。 また、指定地域では、「建替等事業」によって事業の効率が良くなったとしても、スクリーニングを行わずにアセスが必要になるということか。	高宮委員	スクリーニングを行うかどうかは事業者自らが判断することになる。一般地域で「建替等事業」以外の新規事業が行われる場合には、事業者のアセス手続を求めることになる。 指定地域で「建替等事業」が行われる場合には、スクリーニングによって環境影響を考慮した上で、アセス手続不要と判定することも考えられる。
3 例えば一般廃棄物焼却施設を建て替えるにしても、規模を基準とすると、日量や、発電能力、CO2・有害大気排出量など項目は多岐にわたる。事業者の負担を考慮すると曖昧な表現ではなく、具体的な項目と数値で判定基準を定めるべきではないか。	鳥居委員	事業者は、スクリーニングの前に対象事業の事業特性や事業実施想定区域の地域特性、事業の実施による大気環境、水環境、土壌環境等への環境影響や生態系、景観、廃棄物、温室効果ガス等の環境負荷などを検討し、「配慮書」として取りまとめることになる。 その後、市は専門家で組織する環境影響評価審査会を開催し、事業者から提出された「配慮書」や「判定届出書」等に基づき、当該事業がスクリーニングの判定基準に合致するか(環境に著しい影響を及ぼすことがないか)を個別具体的に確認し判定することになる。
4 具体的な数字を示すと専門家が評価するにあたっても制限がかかってしまう。今後技術開発が進むなか、現時点で各項目に具体的な数値を設定しても事情が変われば正しい評価指標とならない場合があるので、提案書が出されたときに専門家が評価・議論できる余地を残しておくべきである。	川越委員	スクリーニングでは、これらの手続を経て、環境影響を総合的に判定するものであるため、事前に判定基準において具体的な数値を設定するのは難しいと考えている。また、今後の技術開発等の観点からも対応できない場合も想定される。
5 スクリーニングの事例において、同規模というのは何を基準にするか。何をもちょう同規模とするかを技術指針の中か実施要綱等の中か、事務局で考える必要がある。	篠原会長	スクリーニングの説明の中で、「同規模の建替え」という表現を使用しているが、環境影響評価が不要となる場合の例示の一つとして資料に記載したものであり、「環境影響評価の明確な変化が認められない又は改善するもの」の場合に環境影響評価が不要となる。